

広島県公共土木施設災害支援制度要綱

平成19年5月18日 制定

平成20年4月25日 一部改正

平成25年5月13日 一部改正

平成27年2月 2日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時における公共土木施設の被災状況について迅速かつ的確な把握を行うため、民間の団体等へ支援及び協力を求める広島県公共土木施設災害支援制度(以下「災害支援制度」という。)について、支援の要件、制度の手続、活動内容及びその適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 広島県公共土木施設災害支援者(以下「支援者」という。)

公共土木施設の整備、維持、管理等に係る専門的な知識及び経験を有し、災害発生時に公共土木施設の被災状況の迅速な情報モニターを行うものとして認定及び登録された者をいう。

(2) 広島県公共土木施設災害支援団体(以下「支援団体」という。)

公共土木施設の整備に係る専門的な知識、実務経験及び実績を有し、災害発生時に、公共土木施設の被災状況の迅速な情報モニターを行い、又は公共土木施設の被災状況を把握するための情報収集活動を行うものとして認定及び登録された民間の団体をいう。

(3) 広島県公共土木施設災害支援協会(以下「支援協会」という。)

各種建設関係業者により組織され、支援団体との連絡及び調整、支援団体への情報提供等を行う協会等(橋梁、長大法面等の特殊施設の災害復旧に係る技術支援を行う協会等を含む。)をいう。

(4) 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第3条に規定する公共土木施設で、広島県が管理する施設をいう。

(5) 情報モニター

災害発生直後から、支援者又は支援団体が各建設事務所(支所)又は広島港湾振興事務所(以下「建設事務所等」という。)の管内において行う公共土木施設の被災状況に係る建設事務所等への情報提供をいう。

(6) 情報収集活動

災害発生直後から、支援団体が予め定められた区域内において行う公共土木施設の被災状況把握に係る積極的な情報収集のための活動及び最低限必要となる安全対策、二次災害防止のためのバリケード設置等、簡易な応急対応をいう。

(広島県公共土木施設災害支援制度運営委員会)

第3条 この要綱の円滑な運用を行うため、広島県公共土木施設災害支援制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置するものとする。

2 運営委員会の活動について必要な事項は、別に広島県公共土木施設災害支援制度運営委員会設置要綱を定めるものとする。

(広島県公共土木施設災害支援制度事務局)

第4条 運営委員会は、その事務を円滑に行うため、広島県公共土木施設災害支援制度事務局(以下「事務局」という。)を技術企画課に設置する。

2 事務局は、事務処理要領に基づき建設事務所等が行う事務を除き、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 運営委員会の事務に関する事項の処理
- (2) 支援者及び支援団体の認定及び登録に係る事項の処理
- (3) 支援者、支援団体及び支援協会に対する研修等の実施
- (4) その他支援者、支援団体及び支援協会の活動に必要な事項の処理

(支援者の要件)

第5条 支援者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公共土木施設の整備、維持、管理等に係る専門的な知識及び経験を有し、公共土木施設の被災状況等の把握ができる者であること。
- (2) 広島県内に在住し、かつ、健康で、災害発生時に支援者として活動ができる者であること。
- (3) 関係機関の職員及び住民と協調して活動できる者であること。

(支援団体の要件)

第6条 支援団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公共土木施設の整備に係る専門的な知識、実務経験及び実績を有し、災害発生時に公共土木施設の被災状況等の把握及び簡易な応急対応を迅速に実施できる団体であること。
- (2) 広島県内に拠点を置き、かつ、健全で、災害発生時に支援団体として迅速な活動ができる団体であること。
- (3) 関係機関の職員、他の支援団体等と協調して活動できる団体であること。

(支援協会の要件)

第7条 支援協会は、次の各号を掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 災害発生時に広島県からの要請を受け、協会に加盟している支援団体との連絡及び調整を迅速に行うことができるものであること。
- (2) 広島県内に拠点を置き、かつ、健全で、災害発生時に技術支援を支援協会として活動ができるものであること。

(支援者又は支援団体の認定及び登録)

第 8 条 第 5 条又は第 6 条の要件を満たし、支援者又は支援団体として登録を希望するものは、所定の様式によりその活動地域を管轄する建設事務所等に申請を行うものとする。登録の更新又は取消しを希望する場合も、同様とする。

2 建設事務所等は、前項の規定により申請があった場合には、速やかに申請内容、活動地域の確認等を行い、事務局に提出しなければならない。

3 事務局は、登録の申請内容等を運営委員会で審査し、支援者又は支援団体として適当であると認められた場合には、認定証を発行するとともに、登録台帳に登録し、認定及び登録について建設事務所等を経由して支援者又は支援団体に通知するものとする。

4 支援者又は支援団体は、前項の規定により登録された内容に変更があった場合には、当該変更に係る事項を、その活動地域を管轄する建設事務所等に届け出なければならない。

5 事務局は、支援者又は支援団体として認定及び登録したものについて、第 5 条又は第 6 条の要件に照らして不相当と判断される事由が判明した場合又は登録の取消しの申請があった場合には、運営委員会で審査し、適当であると認めるときは、その認定及び登録を抹消し、建設事務所等を経由してその旨を支援者又は支援団体に通知するものとする。

6 前項の通知を受けた支援者又は支援団体は、直ちに認定証を事務局に返却しなければならない。

(認定及び登録の期間)

第 9 条 前条第 3 項の規定により認定及び登録を受けた支援者又は支援団体が災害支援制度に基づき活動できる期間は、認定及び登録を受けた日から原則 2 年間とする。

2 前項の期間の満了後に引き続き登録の更新を希望する場合は、期間が満了する年の 2 月末日までに、前条第 1 項の規定により申請をしなければならない。

(支援協会との協定締結)

第 10 条 支援協会と広島県は、災害時の支援活動に係る事項について、協定を締結するものとする。

(支援者の活動内容)

第 11 条 支援者は、災害発生時に自宅及び勤務地周辺等において可能な範囲内で被災状況を把握した場合には、公共土木施設を所管する建設事務所等に情報提供を行うものとする。

(支援団体の活動内容)

第 12 条 支援団体は、災害発生時に登録分野に応じ、自宅及び勤務地周辺等において可能な範囲内で被災状況を把握し、又は予め定められた区域内の公共土木施設について情報収集活動を行い、公共土木施設を所管する建設事務所等に情報提供を行うものとする。

(支援協会の活動内容)

第 1 3 条 支援協会は、各支援団体との連絡調整を行うとともに、災害発生時に広島県からの要請を受け、特殊な施設の災害復旧に対する技術支援等を行うものとする。

(活動の報告)

第 1 4 条 支援者、支援団体又は支援協会は、それぞれ第 1 1 条、第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する活動を行った場合には、その内容について速やかに活動地域を管轄する建設事務所等に報告するものとする。ただし、支援者が行う報告は、公共土木施設に被災が発生している場合に限るものとする。

(活動の原則)

第 1 5 条 支援者、支援団体又は支援協会は、公共土木施設の被災状況の把握及び応急的な対策の支援等を各々の責任において社会貢献活動として行うものであり、行政的な判断を伴う活動及び公共機関としての権限の行使はできない。なお、公共土木施設の管理者が判断すべき事項については、管理者がそれぞれの責務において行うものとする。

2 支援活動は、この活動に関連して必要となる災害復旧事業（調査、応急工事及び災害復旧工事）を、予め定められた区域の支援団体に受注させることを担保するものではない。

(年間活動記録)

第 1 6 条 支援団体又は支援協会は、自らが実施した 1 年間の活動記録を作成し、当該年度の 2 月末日までに活動地域を管轄する建設事務所等に報告するものとする。

2 建設事務所等は、前項の報告があった場合には、取りまとめの上、事務局に提出するものとする。

(支援者等に対する支援)

第 1 7 条 事務局は、支援者、支援団体及び支援協会に対して、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害支援制度に関する情報の提供
- (2) 災害関連研修等の実施
- (3) 防災関係情報等の提供
- (4) その他災害支援活動に当って必要となる事項

(費用負担)

第 1 8 条 支援者、支援団体又は支援協会の活動は、社会貢献活動として無償で行うことを原則とし、必要な経費については、支援者、支援団体又は支援協会が負担するものとする。ただし、広島県が活動に係る経費の負担について必要性及び妥当性を認めた場合には、広島県が必要経費を積算し、支弁することができるものとする。

(その他)

第19条 その他この要綱の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。